

# 大分川かわら版

第 11 号

平成25年3月

(発行)国土交通省大分河川国道事務所大分出張所

## 桜が満開の季節を迎えました



平成25年3月25日大分川水管橋付近にて撮影

### 大分川かわら版 内容

- ・桜が満開の季節を迎えました
- ・飼い犬のフンは必ず飼い主が始末しましょう！  
～散歩の時はフンを処理する道具も忘れずに～
- ・あとがき

# 飼い犬のフンは必ず飼い主が始末しましょう！ ～散歩の時はフンを処理する道具も忘れずに～



大分川河川敷で飼い犬の散歩をしている方を多く見かけます。飼い犬を散歩に連れて行くときは、ビニール袋などを持って行き、フンを必ず持ち帰って始末して下さい。大分市では、犬のフンは燃えるゴミと一緒に出せます。きちんと家まで持って帰りましょう。

ペットのフンの処理は、  
飼い主の責任です

ペットのフンを放置すると  
軽犯罪法または条例で  
罰せられます。

国土交通省

～飼い主のみなさまへ～

「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」では、飼い犬のフンの適正処理をしなかった場合は、措置命令が出され、命令に従わないときは罰則(5万円以下の罰金)が適用されることもあります。

**飼い犬のフンは、飼い主が責任を持って処理しましょう。**

大分川かわら版第10号に掲載の鳥は、「クロサギ」ではなく「カワウ」でした。謹んでおわび申し上げます。



クロサギ(撮影: 矢野真紀夫氏)



カワウ



引っ越しシーズンは、河川敷での不法投棄が増える季節でもあります。不法投棄も法律または条例で厳しく罰せられます。ゴミは決められた方法で出しましょう。河川敷は犬のトイレでもゴミ箱でもありません。

事務所HPから大分川の情報を提供しています→<http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>

ご意見・ご感想は 国土交通省大分河川国道事務所 大分出張所 まで

電話 097-558-7142 FAX 097-551-5439